

制定： 2026 年 6 月 17 日

発効： 2026 年 12 月 1 日

適合の判定基準（審査の手引き）

魚粉・魚油認証規格 Version 1.0



一般社団法人 MEL 協議会

2026

はじめに

本「適合の判定基準（審査の手引き）（以下、「手引き」という。）」は、マリン・エコラベル・ジャパン（以下、「MEL」という。）の養魚飼料向け魚粉・魚油認証規格の審査にあたり、各認証基準をどのような評価指標を用い、どのような判断のもとで適合・不適合等の判定を行うかの目安を示したものである。

MEL の魚粉・魚油認証規格は養魚飼料に用いられている魚粉及び魚油を想定して策定されている。

審査基準

- ・ 規格要求事項の判定指標毎に適合または不適合を判定し、それぞれの原則における適合または不適合を判定する。
- ・ 4つの原則に対する評価に1つでも不適合があった場合には、当該申請者に認証を与えてはならない。

審査基準に係る用語

・ 適合 (Conformity) :

認証規格の要求事項に対して、当該申請者が適合していることを示す情報・証拠が十分に存在すると審査チームが判断した場合。ただし、要求事項の一部が実施されていないが、その根拠が明確で、改善に向けた計画が立案され、実行されていると審査チームが判断した場合には条件付きで適合とする。

・ 不適合 (Non Conformity) :

認証規格の要求事項を正しく実施していない、または、実施の根拠が示されていないと審査チームが判断した場合。

原則 1. 養魚飼料用魚粉・魚油生産活動の社会的責任

養魚飼料用魚粉・魚油の生産を行う全ての事業者において、その生産にかかわる様々な法令を遵守し合法的に生産活動を行うことは、最低限の社会的責任を果たすことである。本規格で定める認証基準の多くは、各種法令による規制と関連しており、中には、法令に定められた基準よりも厳格な達成水準を求めるものもある。これらの認証基準については、原則 1 に定められた個別の基準が、他の原則に基づく認証基準を満たすことで、結果的に適合する仕組みとなっている。

社会的責任には、雇用者に対し適切な労働条件および労働環境を提供することに加え、違法な労働が行われていないことを確保することが含まれる。また、工場その他の事業場における事業活動に伴い、汚水、騒音、悪臭等が発生し、近隣の生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合には、当該地域における規制を遵守するとともに、地方自治体および近隣住民との良好な関係を維持することが、地域社会との共存の観点から望ましい企業姿勢である。

認証基準 1.1 養魚飼料用魚粉・魚油の生産に当たっては、該当する関係法令、飼料製造工場の所在する地方自治体が定める条例等を遵守していること。

1.1.1	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）などの他、養魚飼料用魚粉・魚油の製造工場が所在する地方自治体の定める条例などの中で、魚粉・魚油の製造に適用される蓋然性が高いものについて、生産者がなすべき事項を指示に従って適切に履行していること。
評価指標	A 関係法令に基づいて、公的機関等から伝達される生産者がなすべき指示等が文書として保管されているか。
	B 上記指示に対して具体的な対応が適切に行われているか。
1.1.2	必要な免許又は許可に基づき適法に養魚飼料用魚粉・魚油の製造を行う事業者であり、工場や製品は免許等の内容と相違がないこと。
評価指標	A ○○許可状などを保有し、その許可内容と実際の製品製造に相違がないか。
1.1.3	生産従事者は関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されており、適切な健康管理が実施されているほか、適切な労働環境が確保されていること。

評価指標	A 従業員に対して、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されているか。
	B 従業員に対して適切な健康管理（健康診断の実施等）がなされ、その記録が残されているか。
1.1.4	児童労働等違法な労働が行われていないこと。
評価指標	A 児童労働や外国人の不法就労等、違法な労働行為が行われていないか。
1.1.5	地域社会の生活環境の保全に取り組んでいること。
評価指標	A 悪臭防止法あるいは地方自治体が定めた環境保全関連の条例を遵守しているか。
	B 苦情、トラブルがない等、地域社会と良好な関係を保っていること。

判定指標 1.1.1

評価指標 1.1.1 A：

関係法令の遵守にあたっては、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）」（飼料安全法）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）」（薬機法）、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」など、魚粉・魚油の生産に適用され、本認証の目的および基準の達成に資する法令を対象とする。

これらの法令の目的を達成するために、事業者が遵守すべき具体的事項は、都道府県等の行政機関から発出・通知される関連文書の有無を確認し、通知がある場合は、当該文書を適切に保持しているかどうかによって適合性を判定する。

年次審査においては、新たに発出された通知や指導文書の有無を確認し、それらに基づく対応状況を評価指標に照らして判定するものとする。

評価指標 1.1.1 B：

養魚飼料用魚粉・魚油の生産に係る製造業者が具体的に実施すべき事項については、本規格の個々の認証基準、適合基準ならびに評価指標の解説に具体的に示されているので、それらに適合していることが確認できれば、自ら本評価指標に適合していると判断される。それ以外の法令に関しては保持している文書に照らして実施状況を確認する。

判定指標 1.1.2

評価指標 1.1.2 A：

飼料安全法に則って、魚粉・魚油製造業者、魚粉・魚油販売業者等の届け出が受理され、該当事業活動に係る認可を得ていることを許可証、免許等で確認する。

判定指標 1.1.3 及び 1.1.4

評価指標 1.1.3 A、1.1.3 B 及び 1.1.4 A：

本基準は、従業員を雇用して養魚飼料用魚粉・魚油の製造を営む事業者に適用される。本指標に対しては I L O 諸条約への対応も含まれるが、我が国では批准された国際条約は国内法の改正により対応していることから、国内の労働関係法令への遵守状況を確認する。雇用契約等の書類の確認の他、労働基準監督署等からの指導・勧告を受けた前例がないこと、指導・勧告を受けた場合、必要な改善措置がとられていること、従業員への聞き取りを含めて適合かどうかを判断する。

判定指標 1.1.5

評価指標 1.1.5 A 及び 1.1.5 B：

悪臭防止法、水質汚濁防止法の遵守、自治体が定めた環境保全の条例が遵守されていることを確認する。自治体によるモニタリング、環境アセスメントへの関与状況も確認する。

認証基準 1.2 養魚用飼料製造事業者に対して必要な情報を提供できること。

1.2.1	養魚用飼料製造事業者に対し、当該事業者が MEL 認証を受けるために必要な情報を提供できる仕組みがあること。
評価指標	A 養魚用飼料製造事業者に提供する情報について、製品仕様書、品質保証書などの書式があるか。
	B 魚粉・魚油の生産者の提供される情報は認証基準に照らして十分か。
	C 企業秘密、営業の機微に該当する等、養魚用飼料製造事業者に直接提供できない情報がある場合、双方合意の元で情報開示の範囲を判断しているか。

判定指標 1.2.1

評価指標 1.2.1 A、1.2.1 B 及び 1.2.1 C：

これらの評価指標は認証事業者が養魚用飼料生産者から必要とされた製品情報を提供できる仕組みを有していることを求めている。製品仕様書あるいは品質保証書は（公社）日本フィッシュ・ミール協会が使用を推奨している定型書式に沿うことが望ましいが、必要とされる情報が網羅されている限りにおいて、事業者独自の書式でも問題はない。

製品情報等で企業秘密、営業の機微に触れる情報の開示が含まれる可能性がある場合は、双方合意の元、墨消しにて提示する、あるいは双方で守秘義務契約を締結した上で対応することが想定される。

原則 2. 安全性の確保と環境への配慮

魚粉・魚油製造工場によって生産された養魚飼料用魚粉・魚油は、それを配合して製造された養魚用飼料を摂餌する養殖対象水産動物の健康増進に寄与し、さらにその対象水産物の食品としての安全性が確保されている魚粉・魚油の製造が求められる。また、魚粉・魚油の製造に係る作業が周辺環境に与える影響を考慮し、その影響を最小限にとどめるよう努めることが必要である。そのために以下の基準を定める。

認証基準 2.1 魚粉・魚油およびその原料から人の健康に有害な物質等による汚染のリスクを最小限にするよう管理されていること。

2.1.1	魚粉・魚油製造工場及びその周辺環境において、汚染リスクの適切な評価に基づいて適切な場所が工場立地として選定されていること。
評価指標	A 魚粉・魚油製造工場周辺地域の農場、工場等の立地状況を把握し、魚粉・魚油製造工場を汚染する要因の有無を確認しているか。
2.1.2	製造された魚粉・魚油によって人の健康に重大な影響を及ぼす可能性のある物質の許容レベルを超えた蓄積が養殖魚に起こるリスクについて、適切なモニタリングを実施していること。
評価指標	A 把握しているリスクに応じて、適切なモニタリング計画が立案され、有害なレベルの汚染がないことを確認しているか。

判定指標 2.1.1

本基準は、魚粉・魚油の生産者が環境汚染による養魚飼料の安全性への危害を考慮し、そのリスクを把握した上で、魚粉・魚油の製造を行っていることを求めている。

なお、海外の魚粉・魚油製造工場は審査対象外とするが、マリントラスト (MarinTrust) の認証を取得している場合は適合と同等と扱いとする。

評価指標 2.1.1 A :

環境に由来する危害は周辺農場や工場等より発生すると考えられることより、農場や工場等立地状況について、環境に由来するリスクが許容できるレベルにあることを確認する。

判定指標 2.1.2

評価指標 2.1.2 A :

人の健康に重大な影響を及ぼす物質が許容レベルを超えないように適切なモニタリングを実施していることを確認する。本評価指標では主としてカドミウム、水銀、鉛、ヒ素等の有害重金属類、農薬、かび毒等の有害物質が、飼料安全法の飼料の有害物質の指導基準及び管理基準に定める基準を超えて蓄積されていないことを確認する。当該魚粉・魚油を検査・分析機関¹にて分析した結果を用いる。

認証基準 2.2 養魚飼料用魚粉・魚油及び他原料に由来する有害物質等による汚染についてのリスクを把握し、適切な養魚飼料用魚粉・魚油の製造及び出荷管理が行われていること。

2.2.1	魚粉・魚油製品が適切な管理のもとで製造されていること。
評価指標	A 事業場ごとに製造管理責任者及び品質管理責任者を指定しているか。
	B 製造ロット番号から自社で定めた方法により、製造に使用された原料まで遡及できる仕組みを持っているか。
	C 上記Bが実施されていることを製造記録等で確認できるか。
	D 原料の受け入れから出荷までの全過程において、交差汚染が生じないように、原料及び製品の管理、工程手順書に基づく作業の実施、製造ラインのクリーニング、日常の手洗いの励行、作業員の衣服、靴等のクリーニング、廃棄物の処分等の対策を講じているか。
	E 調達する原料、材料等ごとに、最終製品の安全性を確保するために必要となる明確な規格等を策定し、原料等の供給者との間において、当該規格等を満たす原料等を供給する旨の契約の締結等を行っているか。
	F 原料等の受け入れ時には、伝票や請求書等により、原料等の供給先とあらかじめ契約したものであることを確認していることが望まれる。
	G 製品の製造に関する計画を製造指示書や配合割合表等で定め、計画に従った製造を行っているか。
	H 不具合の生じた製品を再加工する際には、事前に安全が検証された方法により実施し、対象となるロット番号や再生に関する情報を記録しているか。
2.2.2	魚粉・魚油製品が適切な管理のもとで出荷作業が行われていること。
評価指標	A 製品に適切な表示を付して出荷を行っているか。

¹ 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（ISO/IEC17025）を取得した分析・検査機関が該当する。

	B 製品の出荷作業時には、品質の劣化に配慮した配送方法を行うための適切な作業手順が定まっているか。
--	---

判定指標 2.2.1

本基準は製造過程、出荷過程において、養魚飼料用魚粉・魚油製品の安全性への危害を防止する管理を行っていることを求めている。

なお、海外の魚粉・魚油製造工場は審査対象外とするが、マリントラスト (MarinTrust) の認証を取得している場合は適合と同等と扱いとする。

評価指標 2.2.1 A～H：

農林水産大臣による「製造基準適合確認事業所」²であれば、適合していると判定してよい。また、飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの適合の確認、ISO9001 等の認証を取得していることが望ましい。

判定指標 2.2.2

評価指標 2.2.2 A～B：

魚粉・魚油製品の出荷作業時の衛生管理について、適切な手順に従って作業をするにより病原微生物の汚染リスクを最小限にし、かつ製品の品質劣化の発生を防止することを求めている。これらに配慮した手順と実際に手順通りに作業しているかを現場で確認する。

認証基準 2.3 養魚飼料用魚粉・魚油の製造環境や資機材に由来する有害物質等の汚染についてのリスクを把握し、適切な養魚飼料用魚粉・魚油の製造管理が行われていること。

2.3.1	工場内の汚染リスクに留意して製品が製造されていること。
評価指標	A 施設及び設備を定期的に清掃整備するとともに、必要に応じて消毒を行い、清潔な状態を維持しているか。特に結露が生じやすい工程においては、清潔で乾燥した状態を維持しているか。
	B 原料等や製品の保管場所を適切に管理しているか。
	C 製造作業に用いられる器具、機材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。

² 「製造基準適合確認事業所」は飼料安全法上の必須事項である。

農林水産消費安全技術センター (FAMIC) : <http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>

	D 清掃、消毒、有害鳥獣及び害虫の対策等に用いる薬剤が、飼料等を取り扱う設備に残留することのないよう、適切に使用及び保管しているか。
	E 廃棄物及び排水が飼料等を取り扱う設備へ混入することがないよう、また、廃棄物の保管場所や汚水が有害鳥獣や害虫の生息場所とならないよう、適切に管理しているか。

判定指標 2.3.1

本基準は製造設備、施設、資機材、化学薬品、廃棄物等の外部環境を起因とする養魚飼料用魚粉・魚油製品の安全性への危害を防止する管理を行っていることを求めている。

なお、海外の魚粉・魚油製造工場は審査対象外とするが、マリントラスト (MarinTrust) の認証を取得している場合は適合と同等と扱いとする。

評価指標 2.3.1 A～E：

農林水産大臣による「製造基準適合確認事業所」³であれば、適合していると判定してよい。また、飼料等の適正製造規範 (GMP) ガイドラインの適合の確認、ISO9001 等の認証を取得していることが望ましい。

認証基準 2.4 養魚飼料用魚粉・魚油の製造が工場の周辺環境に与える影響についてのリスクを把握し、その影響を最小限にとどめるよう努めること。

2.4.1	養魚飼料用魚粉・魚油の生産活動が工場周囲の環境に配慮されて行われていること。
評価指標	A 製造施設に適切な廃水処理施設を設置しているか。あるいは排水の水質基準を満たしているか。
	B 製造施設に適切な臭気対策施設を設置しているか。あるいは臭気の基準を満たしているか。
	C 適切な騒音対策を講じているか。
	D 上記A～Cの定期的なモニタリングを実施しているか。

判定指標 2.4.1

本基準は製造工場が周辺環境に与える環境汚染を防止する管理を行っていることを求め

³ 「製造基準適合確認事業所」は飼料安全法上の必須事項である。

農林水産消費安全技術センター (FAMIC) : <http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>

ている。特に排水、臭気、騒音は近隣からの苦情が少なくなく、関連法令や条例等への準拠は社会責任の視点でも重要である。

評価指標 2.4.1 A～D：

排水対策、臭気対策については、それぞれ処理施設や処理設備を設置していることが好ましいが、その有無に関わらず、関係法令、地方自治体が定めた条例で制定された基準値を下回っていることを確認し、同様に騒音対策も基準値を下回っていることを確認する。

また、排水、臭気、騒音対策に関する定期的なモニタリングを行っていることも確認し、基準値を上回った場合の改善策も確認する。

原則 3．栄養価の確保と使用原料の認可

養魚飼料用の魚粉・魚油は、養殖対象魚に対し栄養価の高いものであることが望ましい。魚粉については、ある程度以上のタンパク質含量、灰分含量は基準以下である必要があり、また、酸化防止剤の添加を表示する必要がある。また、魚油についても、栄養価の保証は必要である。

認証基準 3.1 魚類の栄養要求に適応した栄養素が含まれた魚粉・魚油であること。

3.1.1	魚粉・魚油の栄養素含量あるいは保証値が、魚類の栄養要求を充たすことができること。
評価指標	A 魚粉については、飼料の公定規格（1976 年農林省告知）を参考にして設定された MEL 基準の数値を満たすこと。
	B 魚油については、CODEX の魚油規格（CODEX STAN 329-2017）を参考にして設定された MEL 基準の数値を満たすこと。

判定指標 3.1.1

評価指標 3.1.1 A～B：

魚粉については、粗タンパク質含量が 50%以上で、粗灰分含量が 20%以下のものが望ましい。また、酸化防止剤を添加した場合は適切に表示しているかを確認する。

魚油については、不飽和脂肪酸（EPA と DHA）の合計量が 10%以上で望ましい。

原則 4. 原料の対象資源の持続可能性およびトレーサビリティの確保

養魚飼料用魚粉・魚油の原料は、トレーサビリティが確保され、その対象となる天然資源に与える影響を最小限にとどめるよう努力することが必要である。原料の調達先とそれを実践していることを確認して、必要に応じて改善するために以下の基準を定める。

認証基準 4.1 養魚飼料用魚粉・魚油に使用する水産物由来の原料は天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。

4.1.1	魚粉・魚油の原料はトレーサビリティが確保されるとともに、魚種が特定され、絶滅危惧種や IUU（違法・無報告・無規制）漁業由来ではないこと。
評価指標	A 原料の仕入先に対して、その原料魚の魚種、漁獲場所（海域）について、情報の提供（聴取票、保証書、漁獲証明書等）を受ける仕組みを持っているか。
	B 原料の仕入先に対して、水産物由来の加工残渣を原料としている場合、その原料魚の魚種について、情報の提供（聴取票、保証書、漁獲証明書等）を受ける仕組みを持っているか。
	C 上記 A 及び B について必要な情報が入手できない、あるいは確認できない場合、原料の仕入先に対して、情報開示や確認を求める交渉を継続的に行っているか。
	D 使用原料について、以下の区分毎に、それぞれの年間使用量が把握できているか。また、その使用量を協議会に対して報告することを確約できるか。 区分 1：原料魚がエコラベルの認証を受けた漁業・養殖業から生産されたものであることが明らかなもの。 区分 2：原料魚がエコラベルの認証を受けた漁業・養殖業から生産されたものであることは明らかではないが、上記 A 及び B に適合し、IUU に該当しないこと、絶滅危惧種を含まないことを保証できるもの。 区分 3：上記 A 及び B に適合するが、原料魚が IUU に該当しないこと、絶滅危惧種を含まないことを保証できないもの。 区分 4：上記 A 及び B について必要な情報が入手できない、あるいは確認できないもの。

E	MEL 配合飼料認証事業者に対して、D の「区分 1」及び「区分 2」に該当する原料の使用量に応じて、認証基準適合の証明書等を発行できるか。また、MEL 配合飼料認証事業者向けの魚粉・魚油の販売量を協議会に対して報告することを確約できるか。
F	MEL 配合飼料認証事業者に対して「責任ある原料調達に関する方針」を提出することができるか。

判定指標 4.1.1

本基準は、飼料の原料となる水産動物について、その原産地まで遡及可能性を確保することで、絶滅危惧種を原料として使用することを防止し、また、違法な漁獲による天然資源への影響を監視し、持続的な水産資源の利用に寄与することを目的としている。

原則として、認証を受ける事業者は本指標を満たせる責任ある業者からの原料の調達を行う必要がある。持続的に利用された漁業、環境や生態系に配慮した養殖業を支える飼料原料の生産者として責任を持つ取り組みを心掛けてほしい。

評価指標 4.1.1 A～C：

これらの評価指標は、魚粉・魚油となる原料の魚種、漁獲海域等が確認できるように、遡及可能な情報を提供できる体制があることを確認する。4.1.1 A は、主として国内産ホールミール、4.1.1 B は水産系加工残渣又はミールを対象としている。なお、配合率 1%以上の水産物由来原料について履歴情報を把握すること。

調整魚粉メーカーあるいは精製魚油メーカーにおいては、混合するそれぞれの魚粉または魚油の原料について、一次メーカーから同様の情報提供を受ける仕組みがあることを確認する。

流通段階から発生する水産系加工残渣（魚腸骨）は魚種、産地等のトレース情報を得る事が難しいので本規格の対象となりにくい。しかしながら、トレースを確認できる範囲が大部分である場合、あるいはトレースを確保する取り組みを行っている場合は、認証機関、スキームオーナーが認証対象の可否について別途調査、協議して判断する。

評価指標 4.1.1 D 及び E：

評価指標に表示しているエコラベルとは、GSSI の承認を得ている漁業認証プログラムを指し、MEL の他、海洋管理協議会（MSC, Marine Stewardship Council）、CSI（Certified Seafood International）による責任ある漁業管理認証プログラム（RFM, Responsible Fisheries Management）等が挙げられる。あるいはマリントラスト（MarinTrust）に認証された漁業、加工場（CoC）も対象とする。

本規格の狙いは、申請者が責任を持って持続可能な水産原料を調達すること、持続的な漁

業に改善するために水産業界に働きかけていくことである。

評価指標 A～C で適合とされた場合、本評価指標で「持続可能レベル」を把握する。IUU、絶滅危惧種の混在の確認の可否に沿って「区分 1～4」に分類し、本規格の要求基準は、MEL 養殖認証の要求事項と照らし、「区分 1」及び「区分 2」とする。「区分 3」は、何らかの理由で IUU、絶滅危惧種が含まれていないことを証明できない場合である。

認証対象の魚粉・魚油について、「区分 1」及び「区分 2」に該当する原料の使用量を示し適合証明書を発行する方法として、次の 2 つの方法から選択できる。

- ① セグリゲーション方式
- ② マスバランス方式（A 型、B 型）

本規格に適合する「区分 1」「区分 2」の原料魚等のみで製造されたことを示すことができる魚粉・魚油は、全量が認証対象となる（セグリゲーション方式）。

一方で、「区分 3」や「区分 4」を含む複数の区分に由来する複数の原料魚等を使用して魚粉・魚油が生産される場合が少なくない。この場合、認証対象数量の算定には、マスバランスの考え方を取り入れ、対象原料魚等の投入量に応じて出来上がり製品にその特性を割り当てることとする（マスバランス方式）。

例えば、「区分 1～4」の原料魚等をそれぞれ 1,000 トンずつ（合計 4,000 トン）投入し 800 トンの魚粉を製造した場合（歩留まり 20%）、製品重量についても 1/4 ずつの 200 トンがそれぞれの区分に属するとみなす。したがって「区分 1」「区分 2」を合わせた数量、すなわち 400 トンの製品魚粉に対して認証基準適合の証明書を発行できる（マスバランス方式 A 型）。

また、投入された原料魚等の「区分 1」「区分 2」に該当する構成比を示して、販売数量全体に認証基準部分適合の証明書を発行することも認める（マスバランス方式 B 型）。上記の例では、製品魚粉の全量 800 トンに「50%MEL 適合」と示し、認証基準部分適合の証明書を発行することができる。

申請者は、上記区分毎の原料使用量、認証製品としての販売数量の報告が求められる。セグリゲーション方式及びマスバランス方式の運用については、巻末の「付属書 1 水産原料の持続可能性とマスバランスの報告」に沿って行う。一次メーカーから複数の魚粉や魚油を調達して混合する調整魚粉メーカーあるいは精製魚油メーカーにおいても、マスバランス方式の A 型や B 型を用いて証明書を発行することができる。

なお、協議会としては、当面「持続可能レベル」である「区分 1」「区分 2」への改善施策について、具体的な構成比や改善措置期間などの定量的な目標は設定しないが、今後の国内における漁獲報告や水産物の流通適正化の進展や水産残渣活用の国際情勢などを考慮した上で継続的に取り組む課題としていく。

評価指標 4.1.1 F：

審査員は申請者が配合飼料生産者に対して「飼料原料の責任ある調達方針」に関する文書

を作成し、その内容が原料魚の資源保護に配慮した調達を行うものであるかを確認する。文書の作成が行われていない場合に、いつまでに発行できる体制が明確に提示できるときには条件付き適合とすることができる。

認証基準 4.2 原料から出荷に至る全ての過程においてトレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。

4.2.1	製造ロット毎に生産量、出荷先等が確認できる仕組みを有していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段が取られていること。
評価指標	A 生産物を識別する方法として、製造ロット管理が定められているか。
	B 販売先の求めに応じて、必要な製造履歴情報を開示する方法を定めているか。

判定指標 4.2.1

評価指標 4.2.1 A～B：

魚粉・魚油を出荷する際のロットは、製造単位が基本であり、これに製造日がロットを特定する情報となる。審査員は、魚粉・魚油の製造業者が販売先へ提示する生産履歴情報の基礎となるロットの特定をどのように行っているかを確認する。

付属書 1 水産原料の持続可能性とマスバランスの報告

1. 魚粉・魚油マスバランス報告書（A型）（記入例）

1. 魚粉・魚油の製品情報

魚粉魚油製品名	〇〇ミールM40	※(B)と同じ	事業者名	
製品区分	混合ミール		作成者	
製造数量（トン）	2,000		作成日	
製造期間	年 月 日～ 年 月 日			

2. 原料情報と認証対象

(1) 水産原料

	原料区分	原料調達先	魚種	漁獲域	持続可能レベル	エコラベル 取得原料	原料重量(トン)
1	ラウンド（国内）	〇〇漁業㈱	イワシ類	北海道太平洋北区	区分2	なし	2,500
2	ラウンド（国内）	××産業㈱	サバ類	太平洋北区	区分1	MEL	1,000
3	加工残渣（国内）	〇〇水産㈱	サケ・マス類	北海道日本海北区	区分1	MEL	500
4	都市残渣（国内）	〇〇飼料㈱	その他	その他国内	区分3	なし	4,000
5	都市残渣（国内）	××工業	不明	不明	区分4	なし	2,000
6							
7							
8							
						合 計	(A) 10,000

(2) 認証対象となる製品重量

持続可能レベル	水産原料 重量(トン)	構成比率	魚粉魚油 製品重量(トン)	製品原料比率 (B)÷(A)	認証対象比率 (i)+(ii)	認証製品重量(トン) (B)×(C)
区分1	1,500	(i) 15%			(C) 40%	(D) 800
区分2	2,500	(ii) 25%				
区分3	4,000	40%				
区分4	2,000	20%				
合 計	(A) 10,000	100%	(B) 2,000	20%		

3. 配合飼料事業者向け販売数量実績

	販売先事業者名	販売数量 (トン)	適合証明発行 数量(トン)	納品履歴	備 考
1	〇〇産業	500	400		一部のみMEL対象
2	××フィード	300	300		
3	〇△飼料	200	100		一部のみMEL対象
4	××飼料	500			
5	△△産業	200			
6	その他	100			
7					
8					
	在 庫	200			
	合 計	(B) 2,000	800		

※ (D)以下であること

2. 魚粉・魚油マスバランス報告書（B型）（記入例）

1. 魚粉・魚油の製品情報

魚粉魚油製品名	〇〇調整ミール
製品区分	混合ミール
製造数量（トン）	100
製造期間	年 月 日～ 年 月 日

※(B)と同じ

事業者名	
作成者	
作成日	

2. 原料情報と認証対象

（1）魚粉（または魚油）原料

	原料区分	原料調達先	魚種	漁獲域	持続可能レベル	エコラベル 取得原料	原料重量(トン)
1	ラウンドミール（国内）	〇〇漁業㈱	イワシ類	太平洋北区	区分1	MEL	100
2	ラウンドミール（海外）	〇×商事	その他魚類	ベトナム	区分4	なし	100
3	残渣ミール（国内）	〇〇飼料工業	その他魚類	その他国内	区分2	なし	200
4	残渣ミール（国内）	××産業	不明	不明	区分4	なし	600
5							
6							
7							
8							
						合 計	(A) 1,000

（2）製品の認証対象比率

持続可能レベル	原料重量 (トン)	構成比率	魚粉魚油 製品重量(トン)	製品原料比率 (B) ÷ (A)	認証対象比率 (i)+(ii)	認証部分適合製品 重量(トン) (B)
区分1	100	(i) 10%			(C) 30%	(B) 1,000
区分2	200	(ii) 20%				
区分3	0	0%				
区分4	700	70%				
合 計	(A) 1,000	100%	(B) 1,000	100%		

※水産原料以外の添加や不純物除去により、100%とならないこともある。

3. 配合飼料事業者向け販売数量実績

	販売先事業者名	販売数量 (トン)	部分適合証明 発行数量(トン)	納品履歴	備 考
1	〇〇産業	500	500		500×30%
2	××フィード	300	300		300×30%
3	〇△飼料	200	200		200×30%
4					
5					
6					
7					
8					
	在 庫	0	0		
	合 計	(B) 1,000	1,000		

3. 魚粉・魚油マスバランス報告書の作成手順と考え方

(1) 対象製品と期間

個別製品ごとに本シートを作成することが望ましいが、魚粉または魚油の製品群についてまとめて記入することも可とする。

対象期間については、審査日から遡って過去 1 年間を基本とするが、生産現場の実態に合わせて合理的な期間を設定しても良い。年次審査の場合は、認証機関と相談の上、適切な 12 ヶ月を設定し、以降それに準ずる。また、製造ロット等に合わせて 1 年間よりも短い期間でマスバランスシートを作成しても良い。

(2) 原料情報について

一次メーカーにおいては、投入原料は、調達した水産物由来の原料について生重量で記入する。調整魚粉メーカーあるいは精製魚油メーカーなどの二次メーカーは、調達した魚粉・魚油の重量をそのまま記入する。非水産物由来や添加物等は算入しない。持続可能レベル欄には、4.1.1 D の区分に応じて各原料を分類する。調達先に加え、魚種・漁獲地・エコラベル認証などの情報が同一となる調達については、複数日・期間をまとめて記載して良い。一時的かつ、総量 1 %未満の調達については、「その他」等としてまとめて記載して良い。なお、製品区分が魚粉と魚油と異なる場合に限り、同一の原料が重複して記載されることを認める。

(3) 認証対象について

投入された原料重量を分類された持続可能レベルの区分ごとに集計し、構成比率を計算する。「区分 1」と「区分 2」の合計が認証対象の比率となり、同原料から製造された製品重量にこの比率を乗じて得られる数量が認証対象の製品重量となる。また、認証基準適合の証明書は、下記の 2 つの方式により、この認証製品重量を上回らない数量に対して発行できる。

① セグリゲーション方式

「区分 1」と「区分 2」の原料のみを使用して製造した魚粉・魚油は、認証対象比率が 100%となり、出来上がり製品全量が認証に適合する。「区分 3」と「区分 4」に該当する原料重量および構成比率はゼロとなる。

② マスバランス方式 (A型)

使用原料に「区分 3」や「区分 4」を含む場合は、原料の「区分 1」と「区分 2」の合算比率に対応した製品数量が認証対象となり、この数量を上限として認証適合の証明書を発行できる。

16 ページの例では、調達原料 10,000 トンのうち「区分 1」「区分 2」の合計が 4,000 トンで、認証対象比率は 40%となり、出来上がり製品が 2,000 トンの場合、40%の 800 トンについて認証に適合する証明書を発行できる。

③ マスバランス方式（B型）

製品数量の全数に対して、投入された原料魚等の持続可能レベル「区分1」「区分2」の構成比を上回らない比率を示して、認証基準への部分適合の証明書を発行できる。

認証対象にできる比率の計算はマスバランス方式Aと同様だが、実際には、事前に該当する魚粉商品の適合割合を設計し、この比率以上となるように持続可能レベルが「区分1」や「区分2」である原料の調達を行うことで認証基準への部分適合の状態を満たすことができる。

17 ページのマスバランス報告書の記入例では、魚粉製品の全量 1,000 トンに「30%MEL 適合」と示し、部分適合の証明書を発行することができる。

一次メーカーから複数の魚粉や魚油を調達して混合する調整魚粉メーカーあるいは精製魚油メーカーの場合も、混合した原料から算出される認証対象比率を上回らない適合割合を用い、販売する当該魚粉製品全量に対して部分適合の証明書を発行することができる。

（4）販売実績

出来上がり製品の販売先と数量を全て記載し、MEL 魚粉・魚油認証の適合証明書を発行したものについては、証明した数量や対象期間を合せて記載する。販売量が全体の 1 割未満の販売先については、「その他」等としてまとめても良いが、適合証明書を発行した販売実績についてはこの限りではない。証明書を発行した数量が当該期間に計算される認証製品重量を下回り余剰が発生したとしても、原則、翌期にこの数量を繰越し等はできないものとする。

認証審査においては、MEL 魚粉・魚油認証取得事業者の出荷量と、MEL 配合飼料認証取得事業者の受入量の整合性について、サンプル照合等により確認する場合がある。

（5）その他

マスバランス報告書の作成及び審査における各種実績数量の報告に当たっては、認証機関との間で守秘義務契約を締結する。また、マスバランス方式を採用する場合、特に注意を払い、下流の配合飼料生産者や養殖生産者に魚粉魚油認証の証明書を通じて誤った情報が伝達されないよう、十分に留意すること。持続可能レベルの区分判断については、「付属書2 認証対象チェックフロー」を確認すること。

付属書2 認証対象チェックフロー

投入原料の持続可能レベルの確認に際しては、以下の「認証対象チェックフロー」に沿って判断すること。マスバランス方式を採用する場合も基本的な考え方は同様である。

(1) フェーズ1：トレーサビリティシステムの確認

評価指標 4.1.1 A～C に従って、原料調達先のトレーサビリティが確認できる仕組みを有するかを確認する。

不適合の原料は「区分4」となり認証対象にはならないが、その使用禁止を求めるものではなく、マスバランス方式を採用する場合は、原料投入量（調達量）に組み入れる。

適合であれば、持続可能レベル（IUU・絶滅危惧種）の確認を行うフェーズ2に進む。

(2) フェーズ2：持続可能レベルの確認（IUU・絶滅危惧種）

評価指標 4.1.1 D に従って、原料の区分を行う。「区分1」「区分2」は認証対象となる。「区分3」は認証対象にはならないが、マスバランス方式を採用する場合は、原料投入量（調達量）に組み入れる。

原料の認証対象チェックフローチャート

